

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●西宮市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	犯罪被害者等支援の遺族要件	○		人権平和推進課	0798-35-3471	
2	西宮市災害見舞金等支給条例における死亡弔慰金の対象者	○		地域コミュニティ推進課	0798-35-3876	子または親については、民法725条及び727条に規定される者のみ
3	税務証明の交付申請	○		税務管理課	0798-35-3251	
4	西宮市内の公衆浴場における家族風呂の取扱い	○		生活衛生課	0798-26-3692	子や親については、市条例上の制限あり
5	ごみの排出者ご本人が、廃棄物を処理施設へ持ち込めない場合の親族搬入の取扱い	○		施設管理課	0798-22-6601	